

# 19世紀型君主制憲法と君主・大臣規定（1）

—— フランス・ベルギー・プロイセン・日本 ——

西 岡 祝\*

## 目 次

はじめに

- 一. 憲法・統治機構の構成と君主・大臣規定
- 二. 1830年フランス憲章
- 三. 1831年ベルギー憲法（以上、本号）
- 四. 1850年プロイセン憲法
- 五. 1889年明治憲法

おわりに

資料

## はじめに

明治憲法とこれにつながる一群の憲法、すなわち、1830年フランス憲章、1831年ベルギー憲法及び1850年プロイセン憲法において権利宣言規定がいかに構成されているのかを考察した<sup>1)</sup>。そこにおいて指摘したように、それら一群の憲法は、主として、明治憲法がプロイセン憲法を、プロイセン憲法がベルギー憲法を、ベルギー憲法がフランス憲章をそれぞれモデルとしてい

---

\* 福岡大学法学部教授

たという点で、明治憲法につながるものである。本稿では、これらの憲法、すなわち 19 世紀型君主制憲法において君主（国王または天皇）規定と、これと密接に関連する大臣規定がいかなる原理に基づき、いかに構成されているのかを検討し、併せて明治憲法の実皇・大臣規定の意義や特質、問題点を明らかにしたい。

君主あるいは君主制という場合、その概念規定については議論があり、時代によっても異なる。日本では、日本国憲法によっていわゆる「国体」が変革されたのか、あるいは日本国憲法下の天皇は「君主」たりうるのかという文脈で、君主の定義が議論された。これを肯定するにせよ、あるいは否定するにせよ、要はその概念規定次第である。

佐藤功は次のようにいう<sup>2)</sup>、「伝統的・典型的な君主制（西岡注、19 世紀型君主制）においては、君主の基準としては世襲であること、主権（統治権）を有すること、対外的に国家を代表する権限を有することが挙げられるのが通常であり、この基準からすれば天皇はこの伝統的・典型的な君主とはいえない。「しかし、現代のいわゆる議会君主制、特に国民主権下の議会君主制においては、君主は、その地位において世襲であるという点で他の国家機関と区別されるのみであり、また、その権能においては対内的にも対外的にも縮減され、かつ名目的なものとされてはいながら、なお、儀礼的・栄誉的な権能を通して精神的な権威を有するものとされており、そこに君主の基準…が求められているとという。この基準からすれば、日本国憲法下の天皇はなお君主と呼ぶことができよう」。ここにおいて佐藤は、20 世紀型の議会君主制、特に国民主権下の議会君主制における「君主」の要件として、①世襲の国家機関で、②儀礼的・栄誉的な権能を通して精神的な権威を有するものを挙げているのである。また「元首」に関して、佐藤は次のようにいう<sup>3)</sup>、「国際法の観点からは対外的に国家を代表する地位にある国家機関を元首とよび、元首たる君主を有する国家形態を君主制とよぶ。天皇は条約の

締結権は有しないが…条約の批准書・大使公使の信任状その他の外交文書の認証…や外国の大使公使の接受…などを行うものとされており、これらの行為によって僅かながらもお対外的に国家を代表する権能の一部を認められているといえよう」。

大西邦敏も「国体分類の現代的基準」として比較憲法的観点から「現在(西岡注、日本国憲法施行直後の1948年の時点)においては世襲制の国家元首の有無にこれを求め、世襲制の国家元首を有する国家を君主国とし、しからざる国家すなわち選挙制の国家元首を有する国家を共和国となすよりはかなしいといわねばならない」とした上で、日本国憲法1条の天皇の「日本国の象徴」たる規定及び同7条9号の天皇の国事行為としての外国の大使及び公使の接受規定は「天皇が対外的に日本国の代表者すなわち日本国の元首であることを意味せしめているものと解せられる…。したがってわが国は…世襲制の国家元首を有するがゆえに依然君主国たることを失わない」という。そして、1948年末現在、世界の18の国家でなお「君主国体が維持せられているのは、何よりも君主のもつ象徴力が重要視されたからである」とする<sup>4)</sup>。また、西修も比較憲法的視座から「君主制は…世襲制の独任直接国家機関(君主)の存在をみとめ、その君主にすくなくとも象徴的機能を与える国家体制である」とし、日本国憲法の天皇制は「君主制」(「象徴的君主制」)であるとする<sup>5)</sup>。

これらの見解を前提に、「君主」とは、憲法上世襲制の国家機関で、少なくとも儀礼的・栄誉的な権能あるいは象徴的機能を有する者、「君主制」とは元首たる君主を有する国家形態として捉えて置く。しかし、君主に関するこの定義は、日本国憲法の天皇制を始めとする20世紀型君主制を念頭に置くもので、19世紀型君主制の場合、以下にみるように、君主は憲法上、単に象徴的機能を有するのみならず、行政権(執行権)等の権力の担い手でもあったのである。そこで以下に、19世紀型君主制憲法において君主・大臣

規定がどのように構成されていたのかを検討する。

- 1) 西岡「権利宣言規定の比較研究—明治憲法と同時代の憲法—」福岡大学法学論叢 53 巻 4 号 261 頁以下 (2009 年)。
- 2) 『憲法 (上) (新版)』(ポケット註釈全書) (有斐閣、1983 年) 36 頁。佐藤は「儀礼的・栄誉的な権能」として栄典の授与 (憲法 7 条 7 号)、儀式の挙行 (同条 10 号) を挙げる。
- 3) 前掲注 2) 36-37 頁。
- 4) 大西邦敏『比較憲法の基本原理』(成文堂、1968 年) 276-277 頁。
- 5) 西修『憲法体系の類型的研究』(成文堂、1997 年) 264 頁以下。

## 一. 憲法・統治機構の構成と君主・大臣規定

各憲法とその統治機構がいかに構成され、君主規定及びこれに関連する大臣規定がどこに位置しているのかをみて置く<sup>6)</sup> (資料・表 1 を参照)。これによって各憲法の君主・大臣に対する考え方をうかがい知ることができよう。

### 1. フランス

フランスでは、フランス人の公権 (権利宣言に当たる) → 国王の統治形態 → 貴族院<sup>7)</sup> → 代議院<sup>8)</sup> → 大臣 → 司法組織 → 国家によって保障される特別の権利 → 経過規定の順 (条文数は 70 箇条) で構成されている。このように、権利宣言に始まり、続いて統治機構が位置する。統治機構では、国王に始まり、貴族院、代議院、大臣、司法組織と続き、国王と貴族院の優位が示唆されている。

### 2. ベルギー

ベルギーの場合、「第 1 編 領土とその区分」「第 2 編 ベルギー人とその権利」(権利宣言に当たる) に続いて、「第 3 編 権力」の表題の下に議院 (代議院<sup>9)</sup> → 元老院<sup>10)</sup> の順) → 国王及び大臣 → 司法権 → 州及び市町村の制

度が置かれている。さらに「第3編 権力」に続いて「第4編 財政」「第5編 武力」「第6編 一般規定」「第7編 憲法改正」「第8編 経過規定」の順(条文数は「第8編 経過規定」まで含めて139箇条、フランス(70箇条)のほぼ倍近くである)。国民主権原理(25条)を前提に、統治機構は国民代表たる議院(32条)(立法権)に始まり、国王及び大臣(執行権)、司法権と続いているのである。議院に始まる統治機構の構成は、ベルギーの民主的性格をよく表している。なお、「権力」とは別に、実力行使や暴力を伴う特異な国家権力の行使である「武力」に一編を割いているのも、注目されよう。

ところで、ベルギー憲法はその後、度々改正されて現在に至っている<sup>11)</sup>。特に1993年に、連邦制の導入、二院制の改革、権利宣言の補充等に伴い大幅に改正された。この改正された憲法のテキストは「1994年2月17日の調整されたテキスト(または『新たに公示されたテキスト』<sup>12)</sup>)(koordinierter Text (oder "neu bekanntgemachter Text") vom 17. Februar 1994)として再編成されている。これによれば、憲法の構成は次の通りである(2007年5月8日現在)。「第1編 ベルギー連邦、その構成と領土」「第1編の2 ベルギー連邦、共同体及び地域圏の一般的政策目標」「第2編 ベルギー人とその権利」「第3編 権力」(「第1章 連邦議会」(「第1節 代議院」「第2節 元老院」)「第2章 連邦立法権」「第3章 国王と連邦政府」(「第1節 国王」「第2節 連邦政府」「第3節 権能」)「第4章 共同体と地域圏」(「第1節 機関」「第2節 権能」)「第5章 仲裁院、権能抵触の予防と解決」(「第1節 権能抵触の予防」「第2節 仲裁院」「第3節 利害対立の予防と解決」)「第6章 司法権」「第7章 コンセユ・デタと行政裁判所」「第8章 州と市町村制度」)「第4編 国際関係」「第5編 財政」「第6編 軍隊と警察」「第7編 一般規定」「第8編 憲法改正」「第9編 発効と経過規定」(条文数は、「第9編 発効と経過規定」を除外して、「第8編

憲法改正」までで198箇条。従来は、全体で139箇条。条文数も大幅に増えているのである)。このように、連邦制の導入に伴い憲法の構成が大きく変わっている。特に、国際関係の重要性に鑑み、第4編に「国際関係」が追加されているのが注目される<sup>13)</sup>。なお「第3章 国王と連邦政府」の内容については、後に紹介する。

### 3. プロイセン

プロイセンでは、国家の領土→プロイセン人の権利（権利宣言に当たる）→国王→大臣→両議院（規定上、まず「第一院」（貴族院に該当<sup>14)</sup>）、次に「第二院」（代議院に該当<sup>15)</sup>）が位置する）→司法権→裁判官の地位に属さない官吏→財政→市町村、郡、県、州の連合→一般規定→経過規定の順（条文数は119箇条）で構成される。要するに、領土に関する規定→権利宣言→統治機構の順となり、この構成はベルギーを継受している。しかし、統治機構では、ベルギーと異なり、国王と大臣に始まり、議会はその後に位置する。国王・執行権の優位を示唆するものといえよう。

### 4. 日本

日本の場合、天皇帝権原理（1条、4条）を前提に、天皇→臣民権利義務（権利宣言に当たる）→帝国議会（規定上、貴族院<sup>16)</sup>が先に置かれ（33条、34条）、これに衆議院<sup>17)</sup>が続く（33条、35条）→大臣及び枢密顧問（枢密顧問の規定は日本のみ）→司法→会計→補則の順（条文数は76箇条、フランスの70箇条に次ぐ）で構成されている。天皇→帝国議会（貴族院→衆議院）→大臣・枢密顧問→司法という統治機構の構成は、フランス（国王→貴族院→代議院→大臣→司法組織）に類似する。

以上のように、各憲法において、議院に始まるベルギーは例外として、権利宣言に続く統治機構の冒頭に国王（君主）が位置しているのである（但し、日本では、権利宣言の前に「天皇」の章が位置するという特異な構成で、天皇の絶対的優位が示唆されている）。ベルギーの統治機構の構成は、

国民主権原理に基づくもので、当時の19世紀型君主制憲法にあって異色である。なお、以上の統治機構の構成を20世紀型君主制憲法のそれと比較した場合、後者では「大臣」に替えて議院内閣制を前提に「政府」や「内閣」が位置している<sup>18)</sup>。

- 6) 各憲法の規定の翻訳にあたり、次の文献・資料を参照した。フランス→C. ボルンハーク、山本浩三訳『憲法の系譜』(法律文化社、1961年)224頁以下、野村敬造『フランス憲法・行政法概論』(有信堂、1962年)573頁以下、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社、2003年)123頁以下。ベルギー→ボルンハーク・同上236頁以下、今井威「ベルギーの憲法」京都大学憲法研究会編『世界各国の憲法典』(有信堂、1965年)794頁以下、清宮四郎「ベルギー憲法」宮沢俊義編『世界憲法集(第4版)』(岩波文庫、1983年)69頁以下、武居一正「ベルギー王国」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集(初版)』(有信堂、1991年)333頁以下、武居・同上『世界の憲法集(第4版)』(有信堂、2009年)424頁以下。プロイセン→ボルンハーク・同上250頁以下、倉田原志・初宿正典「プロイセン憲法」高田・初宿編『ドイツ憲法集(第6版)』(信山社、2010年)17頁以下。さらにインターネット上の資料として、Verfassungen der Welt (<http://www.verfassungen.de/un/>)、Lehrstuhl Prof.Dr.Horst Dreier: Dokumente und Entscheidungen ([http://www.jura.uni-wuerzburg.de/lehrstuehle/dreier/dokumente\\_und\\_entscheidungen/dokumente\\_am\\_lehrstuhl/](http://www.jura.uni-wuerzburg.de/lehrstuehle/dreier/dokumente_und_entscheidungen/dokumente_am_lehrstuhl/))、CONSTITUTION FINDER (<http://confinder.richmond.edu/>)、International Constitutional Law (<http://www.servat.unibe.ch/icl/>)に所収のもの。
- 7) 貴族院は、貴族により組織され、「貴族は、25歳で登院を許され、30歳ではじめて議決権をもつ」(24条)。
- 8) 代議院は、「選挙民会によって選出された代議士で組織される」(30条)。
- 9) 「代議院は、選挙法で定められた税額を納入する市民によって直接に選挙された代議士で組織される」(47条1文)。
- 10) 「元老院議員は、各州の人口に応じて、代議院議員を選挙する市民によって選挙される」(53条)。従って、元老院は、貴族を中心に組織される貴族院(フランス、プロイセン、日本)と異なり、制限選挙とはいえ、民主的性格を有する。
- 11) 参照、武居・前掲注6)『世界憲法集(第4版)』417-421頁、<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm>、<http://www.verfassungen.eu/b/belgien94-index.htm>。
- 12) <http://www.verfassungen.eu/b/belgien94-index.htm>。なお、この再編は、憲法198条によるものである。198条は、1993年5月5日の憲法改正により追加されたもので、

1994年2月17日に国王と両議院の合意により初めて適用された。そこで、1831年ベルギー王国憲法は「調整された」、かくして「新たに公示された」ベルギー憲法としてベルギー官報において公表されたのである。この方法は、オランダで用いられているものである (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien94-index.htm> (198条の注釈))。ちなみに、198条は次のように規定する。「国王との合意の上で、憲法制定議院 (verfassungsgebende Kammern) は、憲法条文の番号付け及び細分並びに憲法の編、章、節の細分を合わせ、新規定の文言と一致させるために改正に付されていない条文の文言を変更し及び憲法のフランス語、オランダ語、ドイツ語正文の一致を確保することができる」(同条1項)、「この場合に、両議院は各院を構成する議員の少なくとも3分の2が出席していなければ審議を行ってはならない。また、改正は、改正全体について少なくとも投票の3分の2の賛成がなければ可決されない」(同条2項)。1項の措置は、実質的には憲法改正に当たることから、2項で改正手続と同じ、定足数と表決数を要求しているのである。

- 13) 憲法の構成において「外交条約」(1946年フランス憲法4章)、「条約及び国際協定」(1958年フランス憲法6章)あるいは「他国との関係」(1974年スウェーデン政体書10章)といった編または章を設けるのは第2次大戦後の現代市民憲法の一つの特徴である。以上の憲法の外に、EU加盟国では、1992年エストニア憲法9章「対外関係及び国際条約」、1992年リトアニア憲法13章「対外政策及び国防」、1994年フィンランド憲法8章「国際関係」などがある。
- 14) 当初は、国王の成年の皇子、プロイセンの以前の直属の帝国等族家の長等、国王が終身として任命した議員、民選の議員、市会議員によって選ばれた議員から組織された(65条)。その後、1853年に改正され、「国王が世襲の権利を付与して、または終身で任ずる議員」で組織されることになった(倉田・初宿・前掲注6)70頁注(65))。
- 15) いわゆる三級選挙法に基づき選挙された議員で組織される(69-74条)。
- 16) 「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」(34条)。
- 17) 「衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」(35条)。
- 18) 例えば、1946年日本国憲法では「天皇」「国会」「内閣」「司法」「財政」「地方自治」「改正」「最高法規」の順(「天皇」が明治憲法に倣って憲法の冒頭に位置するが、これは異例のことである)、1974年スウェーデン政体書の場合、「議会」「議会の業務」「元首」「政府」「政府の事務」「法律その他の規則」「財政権」「他国との関係」「司法及び一般行政」「統制権」「戦争及び戦争の危機」の順、1978年スペイン憲法では、「国王」「議会」「政府及び行政」「政府と議会の関係」「司法権」「経済及び財政」「国の地方組織」「憲法裁判所」「憲法改正」の順で構成されている。



## 二. 1830年フランス憲章

「国王の統治形態」の下に、次の8箇条の規定が置かれている(資料・表2参照)。

1. 国王の一身の不可侵かつ神聖、大臣の責任、執行権の国王への帰属(12条) → 「国王の一身は、不可侵であり、かつ神聖である。国王の大臣が、責任を負う。執行権は、国王のみに属する」。

2. 国の元首、国王の権能、法律による外国軍隊の国の役務への就任(13条) → 「国王は、国の元首である。国王は、陸海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約、同盟条約、通商条約を締結し、すべての行政官を任命し、かつ法律の執行のために必要な規則と命令を制定する。但し、法律自体を停止し、またその執行を免除することはできない」(13条1項)。「いかなる外国の軍隊も、法律による以外は、国の役務に就くことができない」(13条2項)。

3. 立法権の国王、貴族院、代議院による共同的行使(14条) → 「立法権は、国王、貴族院及び代議院が共同でこれを行使する」。

4. 国王、貴族院、代議院の法律提出権、租税法の代議院による先議(15条) → 「法律の提案権は、国王、貴族院及び代議院に属する」(15条1項)。「すべて租税法は、最初に代議院がこれを議決しなければならない」(15条2項)。

5. 法律の審議、各議院の過半数による議決(16条) → 「すべて法律は、審議され、かつ各議院の過半数で自由にこれを議決しなければならない」。

6. 法律案が国王、貴族院、代議院のいずれかによって拒否された場合、同一会期中再提出の禁止(17条) → 「法律案は、三権の一がこれを拒否した場合、同一会期中に再びこれを提出することはできない」。

7. 法律の裁可・公布(18条) → 「国王のみが、法律を裁可し、かつ公布

する」。

8. 国王の即位後最初の立法議会による全統治期間中の王室費の決定（19条）→「国王の即位後、最初の立法議会において、全統治期間中の王室費を決定する」。

以上、要約すれば、国王の一身の不可侵・神聖、大臣の責任、執行権の帰属→国の元首、国王の権能→立法権の共同的行使→立法手続→法律の裁可・公布→議会における王室費の決定、となる。

以上の3から6までは立法権及び立法手続に関する規定で、本来、議会に関連する個所で規定されてもよい事項である（現に、ベルギー、プロイセンでは、それぞれ「権力」「議会」の個所で規定されている）。

国王の権能として、以上のように、執行権の国王への帰属（12条）を前提に、次のものが掲げられている（13条）。①陸海軍の指揮、②宣戦、③講和条約、同盟条約、通商条約の締結（国王の条約締結における貴族院と代議院の関与は規定されていない）、④行政官の任命、⑤法律の執行のために必要な規則と命令の制定（但し、法律の停止・その執行の免除の禁止）。さらに、国王の権限として「代議院」の箇所で⑥毎年の両議院の召集、⑦両議院の停会、⑧代議院の解散（3箇月以内の新代議院の召集）（42条）、「司法組織」の箇所で⑨裁判官の任命（48条→「すべて裁判は、国王に由来する。裁判は、国王が任命し、かつ国王が設ける裁判官によって、国王の名で行われる」）、⑩特赦権と減刑権（58条）が規定されている。また、「国家によって保障される特別の権利」において、貴族の称号の授与（63条→「国王は、任意に貴族をつくる。但し、国王は、貴族に地位と名誉のみを与え、租税と社会の義務を免除してはならない」）、レジョン・ド・ヌール勲章の維持、その内規と授勲の国王の決定（63条）、国王とその継承者の、即位に際し合同した議院の前での憲章を忠実に遵守する旨の宣誓（65条）を規定している。「大臣」条項はわずか次の2箇条である（参照、資料・表3）。

1. 大臣と貴族院議員または代議院議員との兼職、大臣の両議院への出席・発言(46条)→「大臣は、貴族院議員または代議院議員となることができる。大臣は、そのほか、両院に入場することができ、かつ大臣がそれを要求するときは、発言できなければならない」。

2. 代議院による大臣の告発、大臣の召喚、貴族院による大臣の裁判(47条)→「代議院は大臣を告発し、貴族院の前に大臣を召喚することができ、貴族院のみが大臣を裁判する権限をもつ」。

当時のフランスの議院内閣制につき、水木惣太郎は、1830年憲章は前の1814年憲章に「多少民主的変更を加え、議院内閣制に一步を進めているが、全体として大した変化はない」とし、以上の国王の代議院解散権(42条)、大臣の議員兼職(46条)、大臣の議院出席発言権(46条)、大臣の弾劾(47条)。大臣の弾劾事由は1814年憲章では反逆罪と瀆職罪に限られていた(56条)が、30年憲章ではそのような制限はなくなっている)からして、規定上は「官僚内閣制になっているが、ルイ・フィリップは大体議會を尊重して議院内閣制が行われている。不信任決議も解散も度々行われた。そしてこれに伴い政党政治の弊害も現れたのである」としている<sup>19)</sup>。また、伊藤満は「内閣は王と議會の双方の信任を必要とし、従って、この期のフランスの政治形態は、いわば二元的議院内閣制であった」とする<sup>20)</sup>。この点につき、小林昭三は次のようにいう<sup>21)</sup>、「大陸ヨーロッパで議院内閣制が一応の形を整えるのは、7月革命後の1830年フランス憲章の下においてである。しかし憲法で議院内閣制の制度的特徴が明示されて…ではない。14年憲章時代の前半期にその兆しを見せたときと同じように、憲法慣行としてであった」、  
「30年憲章が出来て、大臣は国会のいずれかの議院の議席を持つことが普通になった。国王の執行権行使について大臣が負う責任は、国王に対してとともに議會に対して…という両面性を持つようになった」。

- 19) 『議會制度論』(有信堂、1963年) 166-167頁。
- 20) 『中南欧諸国の憲法—比較憲法研究Ⅲ—』(信山社、1997年) 30-31頁。
- 21) 『比較憲法学・序説』(成文堂、1999年) 69頁。

### 三. 1831年ベルギー憲法

1831年制定のベルギーの君主・大臣規定は、その後、度々改正されて現在に至っている。そこで、まず、制定当初における規定を紹介し、その後の改正にもできるだけ触れる。次いで、現行の君主・政府規定について言及して置く。

「第3編 権力」において、その冒頭に7箇条にわたって「権力」についての基本原則が規定されている。

1. 国民主権と憲法の支配(立憲主義)(25条) → 「すべての権力は、国民に由来する」(25条1項)。「権力は、憲法で定められた方法により、これを行使する」(25条2項)。ここにおいて君主制憲法において国民主権が表明されており、当時にあつては革命的な原理の表明である。

2. 立法権の国王、代議院及び元老院による共同的行使 → 「立法権は、国王、代議院及び元老院が共同してこれを行使する」(26条)。フランス14条を継承する。但し、ベルギーの元老院は公選の議員よりなる。

3. 発議権の、立法権の三部門の各部門への帰属、代議院の先議権(27条) → 「発議権は、立法権の三部門の各部門に属する」(27条1項)。「但し、国の歳入または歳出あるいは軍隊の徴募定数に関するすべての法律は、先ず代議院によって議決される<sup>22)</sup>」(27条2項)。フランス15条に該当するが、軍隊の徴募定数に関する先議はフランスにはない(なお、フランスでは徴兵は廃止され、陸海軍の徴募方法の法定が定められている(11条))。

4. 法律の有権的解釈権の立法権のみへの帰属(28条) → 「法律の有権的

解釈権は、立法権のみに属する」。

5. 執行権の国王への帰属(29条) → 「執行権は、憲法に定めるように、国王に帰属する」。フランス12条3文に当たるが、「憲法に定めるように」はフランスにはない。

6. 司法権の法院及び裁判所による行使、判決の国王の名での執行(30条) → 「司法権は、法院及び裁判所がこれを行行使する」(30条1項)。「判決は、国王の名でこれを執行する」(30条2項)。フランス48条に該当するが、フランスでは、以上のように「すべて裁判は、国王に由来する。裁判は、国王が任命し、かつ国王が設ける裁判官によって、国王の名で行われる」とする。このように、フランスの場合、規定上明確に、司法権の帰属は、原理的に国王とされているが、ベルギーの場合、司法権の帰属を明確にせずに、司法権の行使は法院と裁判所、判決の執行は国王の名でとされている<sup>23)</sup>。

以上の2、5、6において、三権分立を前提に各権力の帰属が規定されている。立法権については、フランスを継承して、国王、代議院及び元老院の共同的行使とされている。執行権については、フランスと異なり、「憲法に定めるように」という条件が付されている。また、司法権についても規定上、その帰属を明確に国王とするフランスとは異なる表現となっているのである。

7. 地方自治(31条) → 「市町村または州にのみ関する事務は、憲法によって定められた原則により市町村議会または州議会がこれを規律する」。フランスでは、地方自治に関する規定は置かれていない。

「第2章 国王と大臣」「第1節 国王」において26箇条にわたって、次の規定が置かれている(資料・表2参照)。

1. 王位の世襲(60条) → 「国王の憲法上の権能は、その直系、実系かつ嫡出の男子の男子孫が、長子継承法の順序により、女子とその子孫を永久に排除して、継承する」。

1831年6月4日にレオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コブール公が国王に選挙され、これを受諾、即位した。そこで、同年7月21日の国民議会（Nationalkongress（制憲議会））の決議により、60条1項において「その」直系、実系かつ嫡出の男子の男子孫の文言が「レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コブール陛下の」直系、実系かつ嫡出の男子の男子孫に置き換えられた<sup>24)</sup>。

2. 男系の子孫を欠く場合の措置、王位の空位（61条）→「男系の子孫を欠く場合には、彼は、次条の規定する方法（西岡注、以下にみるように、両議院は、その総議員の3分の2以上が出席し、3分の2以上の賛成投票で可決することを要する）で表明される両議院の同意を得て、その継承者を指名することができる」（61条1項）。「前項の方法による指名がない場合には、王位は、空位となる」（61条2項）。

1831年7月21日の国民議会の決議により、61条1項において「子孫」の文言の後に「レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コブール陛下の」が追加された<sup>25)</sup>。

そのように、国王が新たな継承者を指名する場合には、議会が決定的な役割を果たすことになっている。正に国民主権の下に議会主導の君主制である。この後継者の存しない場合の措置に関する規定はフランス、さらにプロイセン、日本にはなく、新に君主制を導入したベルギーの用意周到さを示すものであろう。なお、後述の26において、王位の空位の場合の暫定的な摂政の任命が規定されている（85条）。

3. 両議院の同意を以てする他国の元首就任（62条）→「国王は、両議院の同意がなければ、同時に他国の元首になることはできない」（62条1項）。「両議院のいずれも、その総議員の少なくとも3分の2が出席しなければ、この事項を審議することができず、かつ少なくとも3分の2の賛成投票がな

ければ、可決することができない」(62条2項)。議会の特別多数を要するのである<sup>26)</sup>。

以上は、王位の世襲、継承者がいない場合の措置、他国の元首に就任する場合の要件に関する規定であるが、これらはいずれもフランスにはみられないものである。

4. 国王の一身の不可侵と大臣の責任(63条) → 「国王の一身は、不可侵である。大臣がその責任を負う」。フランスの12条に当たるが、国王の「神聖」(12条1項)は継承されていない。

5. 国王の行為の大臣による副署(64条) → 「いかなる国王の行為も、一人の大臣の副署がなければ、その効力を有しない。大臣は、その副署によってのみ責任を負う」。この副署に関連する規定は、フランスにはない。

以上の4と5は、国王の無答責と大臣責任制に関するものである。これに続いて、国王の権能が規定されている(以下の6～17)。なお、執行権の帰属については、既に確認したように、「権力」についての総則規定において言及されている(29条)。

6. 大臣の任免(65条) → 「国王は、大臣を任命し、かつ罷免する<sup>27)</sup>」。フランスでは、大臣の任免に関する規定は特に置かれていない。

7. 軍隊における階級の授与、法律の定める場合を除く一般行政官と外交官の任命、法律の明示の規定による他の官吏の任命(66条) → 「国王は、軍隊における階級を授与する」(66条1項)。「国王は、法律の定める例外を除き、一般行政及び外交関係の職務を任命する」(66条2項)。「国王は、法律の明示の規定によってのみ、その他の職務を任命する」(66条3項)。フランスでは、行政官の任命のみが規定されている(13条1項)。これと比べて詳細な規定となっている。

8. 法律の執行に必要な規則と命令の制定、法律の停止と法律の執行の免除の禁止(67条) → 「国王は、法律の執行に必要な規則と命令を制定する。

但し、法律そのものを停止することも、また法律の執行を免除することもできない」。これは、フランス 13 条 2 項を継受する。

9. 陸海軍の指揮、宣戦、講和条約、同盟条約及び通商条約の締結、両議院への通知、一定の条約の両議院の同意、法律による領土の割譲、交換及び添付、条約の秘密条項の効力（68 条）→「国王は、陸・海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約、同盟条約及び通商条約を締結する。国王は、これらを、国家の利益と安全が許す限り速やかに、適当な情報を添えて、両議院に通知する」（68 条 1 項）。この両議院に対する通告は、フランスにはみられない。「通商条約及び国に負担をかけ、もしくはベルギー人を個人的に拘束することのできる条約は、両議院の同意を得た後でなければ、効力を生じない」（68 条 2 項）。これは、条約の締結に対する議会の民主的コントロールを確保し、同時に立法権を尊重する趣旨の規定である。フランスにはみられないものである。「領土のいかなる割譲、交換、添付（Gebietsanschluss）も、法律によるのでなければ、行うことができない。いかなる場合においても、条約の秘密条項は、公然の条項を破棄することはできない」（68 条 3 項）。法律による領土の変更と秘密外交の排除に関するもので、これも、フランスにはない規定である<sup>28)</sup>。

10. 法律の裁可及び公布（69 条）→「国王は、法律を裁可し、公布する」。フランス 18 条（法律の裁可と公布）に該当する。

11. 両議院の常会、開会の期間、国王の閉会の宣言及び臨時の召集（70 条）→「両議院は、毎年 11 月の第二火曜日<sup>29)</sup>に当然に会合する。但し、両議院が、国王によりそれ以前に召集された場合には、この限りではない」（70 条 1 項）。「両議院は、毎年少なくとも 40 日間は開会しなければならない」（70 条 2 項）。「国王は、閉会を宣言する」（70 条 3 項）。「国王は、臨時に両議院を召集する権限を有する」（70 条 4 項）。ここでも、フランス 42 条（国王による毎年両議院の召集、両議院の停会及び代議院の解散）と異なり、



議会の自主性・自律性を尊重して、両議院は毎年11月の第二火曜日に当然に会合するとされ、また毎年少なくとも40日間は開会しなければならないとされている。

12. 同時または個別の両議院の解散(71条)→「国王は、同時にまたは個別に、両議院を解散する権限をもつ。解散の詔書には、40日以内の選挙人の招集と2箇月以内の両議院の召集が記載される<sup>30)</sup>」。解散詔書の記載事項として40日以内の選挙人の招集と2箇月以内の両議院の召集を規定する。フランス42条では、代議院の解散、3箇月以内の新代議院の召集を規定する。

13. 両議院の停会とその期間(72条)→「国王は、両議院を停会することができる。但し、停会は1箇月の期間を超えてことができず、両議院の同意なしには同じ会期中に再び行うことはできない」。このように、停会についても条件が付され、停会は1箇月を越え得ず、両議院の同意なしには同一会期中に再び行い得ないとする。国王の停会権の濫用を抑える趣旨であろう。この規定も、フランスにはみられない。

14. 刑罰の免除または減刑(73条)→「国王は、裁判官によって宣告された刑罰を免除または減刑する権限を有する。但し、大臣に関して定められているものを除く<sup>31)</sup>」。フランスの58条に当たる。但し、フランスには但書に関する規定はない。

15. 法律に基づく貨幣鑄造権(74条)→「国王は、法律に従い、貨幣を鑄造する権限を有する」。これは、フランスにはない。

16. 貴族の称号授与権(75条)→「国王は、貴族の称号を授与する権限を有する。但し、いかなる特権も付することはできない」。特権の付与は禁止されているのである。フランス62条に当たる規定である。

17. 法律の規定に従う軍事勲章の授与(76条)→「国王は、法律の規定に従い、軍事勲章を授与する」。フランス63条(レジョン・ド・ヌール勲章

につき、国王によるその内規と授勲の決定)に該当する。但し、フランスと異なり、法律の規定に従うことになっている。

18. 各統治期間の王室費の法定(77条)→「各統治期間の王室費は、法律で定める」。これは、フランス19条の規定を継受する。

19. 憲法及びこれに基づく特別の法律の明示的に付与する権限のみの行使(78条)→「国王は、憲法及び憲法に基づいて定められた特別法が明示的に付与する以外の権限を有しない」。これは、以上の「権力」についての基本原則の25条2項、29条を再確認するもので、憲法の支配・法律の支配を明らかにしている。この規定は、フランスにはなく、プロイセンにも、無論、日本にも継受されていない。

20. 国王死去の場合の措置(79条)→「国王死去の場合、両議院は、召集なしに死去の日から遅くとも10日目に集会する。両議院がそれ以前に解散されていて、解散詔書において10日目以降に召集されるときは、前の両議院が、新両議院の会合まで、その職務を果たす」(79条1項)。「一院のみが解散されているときにも、同じ規定が当該議院に適用される」(79条2項)。「国王の死去から王位継承者または摂政の宣誓まで、国王の憲法上の権限は、ベルギー国民の名において、大臣の会議が、その責任の下にこれを行使する」(79条3項)。このように、国王死去の場合の措置もまた、憲法で規定されている。このような規定は、フランス、プロイセン、日本には置かれていない。正に用意周到である。

21. 国王の成年年齢、両議院合同会議での宣誓による王位継承と宣誓文(80条)→「国王は、満18歳で成年となる」(80条1項)。「国王は、両議院合同会議において、次の宣誓を行うまでは、王位に就くことができない。『私は、ベルギー国民の憲法と法律を遵守し、国家の独立と領土の保全を維持することを誓う。』」(80条2項)。フランス65条(国王とその後継者の即位に際しての合同した議院の前での憲章遵守の宣誓)に当たる。

22. 王位継承者が未成年の場合、両議院合同会議による摂政と後見の任命(81条)→「国王死去の際、その後継者が未成年のときは、両議院は、摂政と後見を任命するために合同会議を開く」。

23. 国王が統治不能の場合、両議院合同会議による後見と摂政の任命(82条)→「国王が、統治不能であるときは、大臣が、これを確認した後、両議院を直ちに召集する。両議院の合同会議は、後見と摂政を任命する」。

24. 一名の摂政職、宣誓による職務就任(83条)→「摂政職は、一名の人物にのみ委ねられる」(83条1項)。「摂政は、80条(西岡注、80条2項。上の21を参照)の宣誓をした後でなければ、職務に就くことができない」(83条2項)。

25. 摂政職の期間中の憲法変更の禁止(84条)→「摂政職の間は、いかなる憲法の変更も行うことができない<sup>32)</sup>」。

26. 王位が空位の場合の措置(85条)→「王位が空位の場合は、全員が改選された両議院の会合まで、両議院の合同会議が暫定的に摂政を任命する。この会合は遅くとも2箇月以内に開かれる。新議会の合同会議は、最終的に空位を補充する」。

以上のように、ベルギーの場合、王位の継承、空位、死去の場合の措置、摂政に関して詳しい規定を置いている。それらの規定を除外して要約すれば、国の元首→国王の一身の不可侵、大臣の責任、副署→国王の権能→憲法及びこれに基づく特別法の明示的に付与する権限のみの行使(これに関連して、執行権について「憲法に定めるように」という条件が付されている(29条))、ということになる。この最後の点が、本稿で検討する各憲法に比べてベルギーの白眉であろう。正に国民主権下の「立憲」君主であることを物語っている。

「第2章 国王と大臣」「第2節 大臣」の下に、大臣条項は6箇条にわたる(参照、資料・表3)。

1. 大臣就任の要件（生来のベルギー人か大帰化を認められた者）（86条）→「何人も、生来のベルギー人であるか、大帰化を認められた者でなければ、大臣になることができない<sup>33)</sup>」。

2. 王室構成員の大臣就任の禁止（87条）→「いかなる王室構成員も、大臣になることはできない」。

3. 大臣がいずれかの議院の議員である場合を除き、投票権の不保持、大臣の各議院への出席・発言、両議院の大臣出席の要求（88条）→「大臣は、いずれの議院においても、その議員であるときを除いては、投票権をもたない」（88条1項）。従って、大臣と議員の兼職は可能である。「大臣は、各議院に出席することができ、大臣が発言を求めるときは、発言できなければならない」（88条2項）。この規定は、フランス46条2文に当たる。「両議院は、大臣の出席を要求することができる<sup>34)</sup>」（88条3項）。

4. 国王の口頭または書面の勅令による大臣の責任の免除不可（89条）→「いかなる場合においても、国王の口頭または書面の勅令により大臣の責任を免除することはできない」。

5. 代議院の、大臣を告訴する権限と破毀院に召喚する権限、破毀院連合部での大臣を裁判する権限、大臣に科せられる刑罰、大臣に対する訴訟手続の法定（90条）→「代議院は、大臣を告訴する権限と大臣を破毀院に召喚する権限をもつ。破毀院のみが、その連合部で大臣を裁判する権限をもつ。但し、被害者による民事訴訟の提起、及び大臣がその職権の行使外で犯した犯罪と軽罪に関して、法律が定めるものは除く」（90条1項）。なお、ここにいう破毀院は、大臣の裁判の外、権限争議の裁定を行う（106条）機関であり、大臣の裁判の場合を除いては事件の本案を審理しないことになっている（95条2項）。貴族院が大臣の裁判を管轄するフランス（47条）と異なり、司法機関が大臣の裁判を行う。「代議院によって認められた告訴に基づき、または被害者の訴追に基づき、大臣の責任が生じる場合に大臣に科せら

れる刑罰及びこれに対する訴訟手続は、法律で定める<sup>35)</sup>」(90条2項)。

6. 大臣の恩赦(91条)→「国王は、両議院のいずれかの議院の要求に基づく場合にのみ、破毀院によって刑を言い渡された大臣に恩赦を与えることができる<sup>36)</sup>」。

以上のベルギーにおける国王の不可侵と大臣責任の原則、大臣副署の制度、国王の勅令による大臣責任の免除不可及び大臣訴追制を捉えて、法学協会の註解は「イギリスにおいて形成された諸原則の忠実な成文化といえよう」とし、注意すべき点として次の2点を挙げる<sup>37)</sup>。すなわち、第1に、助言者(大臣)の任免そのものは、憲法上なんらの制限なく国王の大権に留保されている(65条)が、独立初期のわずかの時期を除いて、国王はほとんど必ず代議院の多数党中よりこれを選任するという慣行(議院内閣制)が成立した。第2に、大臣責任の範囲は解釈上次第に拡張され、大臣は、その立ち会いの下にまたはその同意を得て行われ発表された国王の談話及び文書に対しても責任を免れないものとされた。また、小林昭三はベルギーの議院内閣制について次のようにいう<sup>38)</sup>、国王の「権能行使については責任を負う大臣の副署が要件になっていた(第64条)。大臣は、国会のいずれかの議院の議員であることが出来る。こうした仕組みは、国王は議会の信任にもとづく大臣を通して権能を行使する…という議院内閣制的君主制の可能性を保障し、実際そうになった」。その後、1993年の憲法改正(65条、71条及び88条の改正)により、憲法の規定上も、議院内閣制が明確にされたのである<sup>39)</sup>。

最後に、現行の「1994年2月27日の調整されたテキスト」の君主・連邦政府関連規定を紹介して置く。以上の記述と重複するが、便宜的に関連規定をすべて紹介する。既にみたように、「第3編 権力」の下に、「第1章 連邦議会」「第2章 連邦立法権」に続いて「第3章 国王と連邦政府」が位置する。この第3章は「第1節 国王」(11箇条)、「第2節 連邦政府」(9

箇条)、「第3節 権能」(10箇条)からなる。ちなみに、従来は、「第3編 権力」の下に、「第1章 議院」「第2章 国王及び大臣」「第1節 国王」「第2節 大臣」の構成であった。より体系的に再編成されている。なお、従来の「大臣」が連邦「政府」に改められていることに注意。

「第3編 権力」の総則的規定の中に、統治機構の基本原則として次の規定が置かれている。その主要なものは次の通りである。

1. 国民主権と憲法の支配(33条、旧25条)→「すべての権力は、国民に由来する」(33条1項)。「権力は、憲法で定められた方法により、これを行使する」(33条2項)。

2. 特定の権力行使の、条約または法律を以てなす国際法上の機関への授権(34条、1970年改正後の旧25a条)→「特定の権力行使は、条約または法律を以て国際公法の機関にこれを授権することができる」。

3. 連邦権力の限定(35条1項、1993年改正後の旧25b条)→「連邦権力は、憲法または憲法に基づき定められた法律が正式に授権する事項においてしか権能を有しない」。

4. 連邦立法権の国王、代議院及び元老院による共同的行使(36条、旧26条、1993年改正後の旧26条1項)→「連邦立法権は、国王、代議院及び元老院が共同してこれを行使する」。なお、旧26条及び1993年改正後の旧26条1項では「連邦立法権」ではなく、単に「立法権」とされていた。

5. 連邦執行権の国王への帰属(37条、旧29条)→「連邦執行権は、憲法に定めるように、国王に帰属する」。旧29条では単に「執行権」。

6. 司法権の法院及び裁判所による行使、判決の国王の名での執行(40条、旧30条)→「司法権は、法院及び裁判所がこれを行使する」(40条1項)。「判決は、国王の名でこれを執行する」(40条2項)。

「第1章 連邦議会」において、議会に関連して国王の次の権能が規定されている。

1. 両議院の常会及び臨時会の召集(44条) → 「両議院は、毎年10月の第二火曜日に当然に会合する。但し、両議院が、国王によりそれ以前に召集された場合には、この限りではない」(44条1項、1969年改正後の旧70条1項(注29を参照))、「国王は、臨時に両議院を召集する権限を有する」(44条4項、旧70条4項)。

2. 閉会の宣言(44条3項、旧70条3項) → 「国王は、閉会を宣言する」。

3. 両議院の停会とその期間(45条、旧72条) → 「国王は、両議院を停会することができる。但し、停会は1箇月の期間を超えることができず、両議院の同意なしには同じ会期中に再び行うことはできない」。

4. 代議院の解散(46条、1993年改正後の旧71条(注30を参照)) → 「国王は、代議院がその議員の過半数で次のいずれかの決議をなす場合にのみ、代議院を解散する権限を有する」(46条1項本文)。①「連邦政府の信任動議を否決し、かつその動議の否決後3日以内に首相の後継者の任命を国王に提案しないとき」(46条1項1号)、もしくは②「連邦政府に対する不信任動議を可決し、かつ同時に首相の後継者の任命を国王に提案しないとき」(46条1項2号)。なお、「信任及び不信任動議については、動議の提出後48時間後にはじめて議決することができる」(46条2項)。「さらに国王は、連邦政府の総辞職の場合に、代議院の議員の過半数で表明される同意を得て後、代議院を解散することができる」(46条3項)。「代議院の解散は、元老院の解散を伴う」(46条4項)。「解散の詔書には、40日以内の選挙人の招集と2箇月以内の両議院の召集が記載される」(46条5項)。1993年改正前の規定では国王の両議院解散権の行使につき限定は付されていなかった。

以上の1～4は、従来「第2章 国王及び大臣」「第1節 国王」の下に位置していた。議会に関連する重要な規定であることから、「第1章 連邦議会」に移されたのであろう。

「第2章 連邦立法権」において、国王の次の権能が言及されている。

1. 連邦立法権の国王と代議院の共同的行使 (74 条) → 「36 条 (西岡注、連邦立法権の国王、代議院及び元老院の共同行使) の例外として、連邦立法権は、以下の事項について、国王と代議院により共同して行使される」(74 条本文)。①「帰化の許可」(74 条 1 号)、②「国王の大臣の民事的及び刑事的責任に関する法律」(74 条 2 号)、③「国の予算及び決算、但し、174 条 1 項後段 (西岡注、代議院及び元老院のそれぞれ自らに関する運営経費の毎年の決定) を除く」(74 条 3 号)、④「軍の徴兵数 (Armeekontingent) の決定」(74 条 4 号)。1921 年に削除された 27 条 2 項では、「但し、国の歳入または歳出あるいは軍隊の徴募定数 (Starke des Heeres) に関するすべての法律は、先ず代議院によって議決される」とされていた。

2. 発議権 (75 条 1 項、旧 27 条 1 項、1993 年改正後の旧 27 条 1 項 (注 22 を参照)) → 「連邦立法権の各部門は、発議権を有する」。旧 27 条 1 項、1993 年改正後の旧 27 条 1 項では単に「立法権」とされ、規定の仕方も「発議権は、立法権の三部門に属する」となっていた。

以上の 1 は、旧規定にはみられないもので、代議院の優越を示すものである。2 は従来、「第 3 編 権力」の総則規定に位置していた。

「第 3 章 国王及び連邦政府」「第 1 節 国王」において、11 箇条にわたって次の規定が置かれている。

1. 王位の継承 (85 条、1991 年改正後の旧 60 条 (注 24 を参照)) → 「国王の憲法上の権能は」レオポルド「陛下の直系、実系かつ嫡系の子孫が、長子継承法の順序により継承する」(85 条 1 項)。「国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者の同意なしに婚姻した 1 項の子孫は、王位に就く権利を失う」(85 条 2 項)。「但し、当該子孫は、国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者により、両議院の同意を得て王位に就く権利を回復することができる」(85 条 3 項)。旧規定 60 条 2 項の「王子」が「1 項の子孫」に、



同60条3項の「当該王子」が「当該子孫」に改められている。

2. レオポルド陛下の子孫のない場合の措置、王位の空位(86条、1991年改正後の旧61条(注25を参照))→レオポルド陛下の「いかなる子孫もない場合には、国王は、87条(西岡注、他国の元首を兼任する場合の両議院の同意の必要と同意の際の特別多数。次の3で紹介)の規定する方法で表明される両議院の同意を得て、その継承者を指名することができる」(86条1項)。「前項の方法による指名がない場合には、王位は、空位となる」(86条2項)。

3. 両議院の同意を以てする他国の元首就任(87条、旧62条)→「国王は、両議院の同意がなければ、同時に他国の元首になることはできない」(87条1項)。「両議院のいずれも、その総議員の少なくとも3分の2が出席しなければ、この事項を審議することができず、かつ少なくとも3分の2の賛成投票がなければ、可決することができない」(87条2項)。

4. 国王の一身の不可侵と大臣の責任(88条、旧63条)→「国王の一身は、不可侵である。大臣がその責任を負う」。

5. 各統治期間の王室費の法定(89条、旧77条)→「各統治期間の王室費は、法律で定める」。

6. 国王死去の場合の措置(90条)→「国王死去の場合、両議院は、召集なしに死去の日から遅くとも10日目に集会する。両議院がそれ以前に解散されていて、解散詔書において10日目以降に召集されるときは、前の両議院が、新両議院の会合まで、その職務を果たす」(90条1項、旧79条1項)。「国王の死去から王位継承者または摂政の宣誓まで、国王の憲法上の権能は、ベルギー国民の名において、内閣が、その責任の下にこれを行行使する」(90条2項、旧79条3項)。旧79条2項(「一院のみが解散されているときにも、同じ規定が当該議院に適用される」)は削除され、また旧79条3項の「大臣の会議」は「内閣」に改められている。

7. 国王の成年年齢、両議院合同会議での宣誓による王位継承と宣誓文(91条、旧80条) → 「国王は、満18歳で成年となる」(91条1項)。「国王は、両議院合同会議において、次の宣誓を行うまでは、王位に就くことができない。『私は、ベルギー国民の憲法と法律を遵守し、国家の独立と領土の保全を維持することを誓う。』」(91条2項)。

8. 王位継承者が未成年の場合、両議院合同会議による摂政と後見の任命(92条、旧81条) → 「国王死去の際、その後継者が未成年のときは、両議院は、摂政と後見を任命するために合同会議を開く」。

9. 国王が統治不能の場合、両議院合同会議による後見と摂政の任命(93条、旧82条) → 「国王が、統治不能であるときは、内閣が、これを確認した後、両議院を直ちに召集する。両議院の合同会議は、後見と摂政を任命する」。旧82条の「大臣」が「内閣」に変更されている。

10. 一名の摂政職、宣誓による職務就任(94条、旧83条) → 「摂政職は、一名の人物にのみ委ねられる」(94条1項)。「摂政は、91条(西岡注、上の7を参照)の宣誓をした後でなければ、職務に就くことができない」(94条2項)。

11. 王位が空位の場合の措置(95条、旧85条) → 「王位が空位の場合は、全員が改選された両議院の会合まで、両議院の合同会議が暫定的に摂政を任命する。この会合は遅くとも2箇月以内に開かれる。新議会の合同会議は、最終的に空位を補充する」。

以上のように、ここにおいて、従来の「第1節 国王」の下にあった国王の権能に関するものが除外され、残余の王位の継承等、国王の地位に関するものが規定されている。

「第3章 国王と連邦政府」「第2節 連邦政府」において、議院内閣制が明確にされ、9箇条の規定が置かれている。

1. 国王の大臣の任免、建設的不信任動議(96条) → 「国王は、大臣を任

命し、かつ罷免する」(96条1項、旧65条、1993年改正後の旧65条1項)。「代議院が、議員の過半数で、首相の後継者の任命を国王に提案する不信任動議を可決し、または信任動議の否決から3日以内に首相の後継者の任命を国王に提案するときは、連邦政府は国王に辞職を申し出るものとする。国王は、提案された後継者を首相に任命し、首相は新連邦政府が宣誓した時からその職務に就く」(96条2項、1993年改正後の旧65条2項2文・3文(注27を参照))。この規定は、以上に紹介した国王の代議院解散権の規定(46条)と一体をなし、議院内閣制を明記するものである。なお、旧65条2項の「政府」が「連邦政府」に変更されている。

2. 大臣就任の要件(97条、1991年改正後の旧86条(注33を参照)) → 「ベルギー人のみが、大臣になることができる」。

3. 王室構成員の大臣就任の禁止(98条、旧87条) → 「いかなる王室構成員も、大臣になることはできない」。

4. 内閣の構成、言語同数制(99条) → 「内閣は、最大15名の構成員からなる」(99条1項、1993年改正後の旧65条2項1文(注27を参照))。「場合によっては首相を除いて、内閣はフランス語系大臣と同数のオランダ語系大臣からなる」(99条2項、1970年改正後の旧86a条(注33を参照))。この言語同数制は多民族・多言語国家の工夫を示すものであろう。なお、99条2項と1970年改正後の86a条は内容は変わらないが、表現が一部異なる。

5. 大臣の各議院への出席・発言(100条、1993年改正後の旧88条3項・4項(注34を参照)) → 「大臣は、各議院に出席し、その申し出により発言の機会が与えられなければならない」(100条1項、1993年改正後の旧88条3項)。「代議院は、大臣の出席を要求できる。元老院は、77条(西岡注、「代議院と元老院が等しく権限を有する」案件)に言及されている法律案または法律の提案、もしくは78条(西岡注、その他の案件において代議院で可決され、元老院に送付された法律案の審議手続)に言及されている法律案

の協議のために、または56条（西岡注、各議院の国政調査権）に言及されているその調査権の行使のために大臣の出席を要求できる。その他の案件について、元老院は、大臣の出席を要請できる」（100条2項、1993年改正後の旧88条4項（注34を参照））。

6. 大臣の政治責任（101条、1993年改正後の88条1項・2項（注34を参照））→「大臣は、代議院に対し責任を負う」（101条1項）。「大臣は、その職務の行使においてなされた発言に際し訴追され、または何らかの捜査の対象とされてはならない」（101条2項）。同条1項は、いうまでもなく議院内閣制の表れである。

7. 国王の口頭または書面の勅令による大臣の責任の免除不可（102条、旧89条）→「いかなる場合においても、国王の口頭または書面の勅令により大臣の責任を免除することはできない」。

8. 大臣の訴追（103条）→「大臣は、その職務の行使において犯した犯罪につき控訴院でのみ裁判される。その職務行使外で大臣により犯された犯罪についても、職務行使期間中に裁かれる場合は、同様とする。場合によっては、59条（西岡注、連邦議会議員に対する無答責と刑事手続）及び120条（西岡注、共同体及び地域圏議会議員の無答責）は適用されない」（103条1項）。旧規定では、代議院が大臣を告訴する権限と大臣を破毀院に召喚する権限を有し、破毀院のみがその連合部で大臣を裁判する権限を有していた（旧90条1項、1998年改正前の103条）。従って、大臣訴追の制度は大きく変わっていることになる。「いかなる恩赦も、代議院の請求によらなければ、1項に従い有罪を宣告された大臣に対してなされ得ない」（103条7項）。この103条の規定は、1998年6月12日の法律により改正されたものである<sup>40)</sup>。

9. 連邦政務次官（104条、旧91a条（注36を参照））→「国王は、連邦政務次官を任免する」（104条1項）。「連邦政務次官は、連邦政府の構成員

である。次官は、内閣の一員ではない。次官は、大臣を補佐する」(104条2項)。「国王は、次官の権限及び、次官が副署権を有しうる範囲を定める」(104条3項)。「大臣に関する憲法規定は、90条2項、93条及び99条を除き、連邦政務次官にも適用される」(104条4項)。旧規定の「政務次官」「政府」は、それぞれ「連邦政務次官」「連邦政府」に改められている。

以上は、大部分、旧規定の「第2節 大臣」に位置していたものである。但し、上の1は従来「第1節 国王」の下に、また9は「第3節 政務次官」の下にあった。

「第3章 国王と連邦政府」「第3節 権能」において、10箇条にわたり国王の権能が規定されている。旧規定の「第2章 国王と大臣」「第1節 国王」に定められていた国王の権能の大部分がここに位置する。

1. 国王の権能の限定(105条、旧78条)→「国王は、憲法及び憲法に基づいて定められた特別法が明示的に付与する以外の権限を有しない」。

2. 大臣の副署(106条、旧64条)→「いかなる国王の行為も、一人の大臣の副署がなければ、その効力を有しない。大臣は、その副署によってのみ責任を負う」。

3. 軍隊における階級の授与、法律の定める場合を除く一般行政官と外交官の任命、法律の明示の規定による他の官吏の任命(107条、旧66条)→「国王は、軍隊における階級を授与する」(107条1項)。「国王は、法律の定める例外を除き、一般行政及び外交関係の職務を任命する」(107条2項)。「国王は、法律の明示の規定によってのみ、その他の職務を任命する」(107条3項)。

4. 法律の執行に必要な規則と命令の制定、法律の停止と法律の執行の免除の禁止(108条、旧67条)→「国王は、法律の執行に必要な規則と命令を制定する。但し、法律そのものを停止することも、また法律の執行を免除することもできない」。

5. 法律の裁可及び公布（109条、旧69条）→「国王は、法律を裁可し、公布する」。

6. 刑罰の免除または減刑（110条、1993年改正後の旧73条（注31を参照））→「国王は、裁判官によって宣告された刑罰を免除または減刑する権限を有する。但し、大臣並びに共同体及び地域圏政府構成員に関して定められているものを除く」。旧73条の「大臣」の後に、1993年の改正により「並びに共同体及び地域圏政府構成員」を追加。

7. 大臣または共同体・地域圏政府構成員の恩赦（111条）→「国王は、代議院または関係する議会の要求に基づく場合にのみ、破毀院によって刑を言い渡された大臣または破毀院によって刑を言い渡された共同体もしくは地域圏政府の構成員に恩赦を与えることができる」。旧91条では「両議院のいずれかの議院の要求に基づく場合」、1993年の改正により「代議院または関係する議会（Rat）の要求に基づく場合」に変更、また「刑を言い渡された大臣」の後に「破毀院によって刑を言い渡された共同体もしくは地域圏政府の構成員」を追加している（注36を参照）。2005年の改正により「代議院または関係する議会（Parlaments）の要求に基づく場合」に変更されている。

8. 貨幣鑄造権（112条、旧74条）→「国王は、法律に従い、貨幣を鑄造する権限を有する」。

9. 貴族の称号授与権（113条、旧75条）→「国王は、貴族の称号を授与する権限を有する。但し、いかなる特権も付することはできない」。

10. 軍事勲章の授与（114条、旧76条）→「国王は、法律の規定に従い、軍事勲章を授与する」。

「第3編 国際関係」において、一連の国王の権能が規定されている。

1. 国際関係の指揮（167条 §1 第1項、1993年改正後の旧68条 §1 第1項（注28を参照））→「国王は、国際関係を指揮する。但し、憲法により、

または憲法に基づきその権能に属する事項に関して、条約の締結を含む、国際協力を規律する共同体及び地域圏の権能を除く」。この但書から明らかのように、共同体及び地域圏はそれらの権能に属する事項につき条約締結権を有するのである(例えば、127条によれば、「フランス共同体及びフラマン共同体議会は、それぞれその領域に関して、デクレを以て、以下の事項について規律する」(§1第1項本文)。「文化事項」(同項1号)、「教育、但し、次のものを除く」[a 義務教育の開始と終了の決定 b 学位授与の最低条件 c 年金制度](同項2号)。「1号及び2号の事項のための共同体間協力及び国際協力、これには条約の締結を含む」(同項3号)。さらに、128条、130条に共同体の「条約の締結」が言及されている)。

2. 軍隊の指揮、戦争状態及び敵対関係終了の確定(167条§1第2項、1993年改正後の旧68条§1第2項(注28を参照)) → 「国王は、軍隊を指揮し、戦争状態並びに戦闘行為の終了を確定する。国王は、国家の利益と安全が許す限り速やかに、その旨両議院に通知し、かつ適当な書面を付する」。1993年改正前の旧68条1項は「国王は、陸・海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約、同盟条約及び通商条約を締結する。国王は、これらを、国家の利益と安全が許す限り速やかに、適当な情報を添えて、両議院に通知する」としていた。改正された新规定はこの旧規定を二分して、軍隊の指揮に関するもの(167条§1第2項)と条約締結に関するもの(以下の167条§2)を分けている。なお、「領土の割譲、交換及び拡張(Gebietserweiterung)は、法律に基づいてのみこれを行う」(167条§1第3項、1993年改正後の旧68条§1第3項(注28を参照))。

3. 国王の条約締結権(167条§2、1993年改正後の旧68条§2(注28を参照)) → 「国王は、条約を締結する。但し、§3に言及する事項に関係するものを除く。これらの条約は、両議院の同意を得た後でなければ、効力を有しない」。1993年改正前の旧68条2項は「通商条約及び国に負担をかけ、

もしくはベルギー人を個人的に拘束することのできる条約は、両議院の同意を得た後でなければ、効力を生じない」としていた。従って、新规定では §3 に属するものを除き両議院の同意に限定が付されていないことになる。なお、167 条 §3 (1993 年改正後の旧 68 条 §3 (注 28 を参照)) は、共同体及び地域圏政府の条約締結権に関するもので、「これらの条約は、議会の同意を経た後でなければ、効力を有しない」とされている。ところで、欧州共同体設立条約については、条約締結手続につき次の特例が用意されている。「欧州共同体を設立する条約及びその条約を改正し、もしくは補完する条約及び宣言のそれぞれの改正に関する交渉の開始から、両議院はその旨通知を受ける。両議院は、条約案が署名される前に、当該案の報告を受ける」(168 条、1993 年改正後の旧 68 条 §6 (注 28 を参照))。当該条約の重要性に鑑み、両議院の民主的コントロールを徹底する趣旨であろう。

以上の 1～3 は、いずれも従来「国王」の下にあった規定である。国王の対外的な権能が「国際関係」の下に一括されている。

最後に、「第 8 編 憲法改正」において、摂政が置かれている期間の憲法改正の制限が定められている (197 条、1984 年改正後の旧 84 条 (注 32 を参照))。これによれば、「摂政の間は、国王の憲法上の権限及び憲法 85 条乃至 88 条、91 条乃至 95 条、106 条及び 197 条に関連して憲法にいかなる改正も、これを行ってはならない」。この規定は、従来「国王」の節の下に一連の摂政に関連する規定の 1 つとして置かれていた。「改正」に関連する規定として、「憲法改正」の編に移されているのである。ちなみに、憲法 85 条→国王の憲法上の権限の継承、86 条→子孫を欠く場合の措置、王位の空位、87 条→他国の元首就任、88 条→国王の一身の不可侵、大臣の責任、91 条→国王の成年年齢、宣誓による王位継承、92 条→王位継承者が未成年の場合の摂政と後見の任命、93 条→国王が統治不能の場合の後見と摂政の任命、94 条→一名の摂政職、宣誓による職務就任、95 条→王位が空位の場合の措



置、106条→大臣の副署、197条→いうまでもなく上の当該規定。いずれも君主制の根幹に関わる事項であり、国王不在中に国王に不利な改正がなされるのを阻止しようとするものであろう。

ところで、憲法改正に関連して、旧131条の規定では、「立法権は、ある憲法規定を示して改正の余地があると宣言する権利を有する」(1項)、「この宣言の後、両議院は当然、解散される」(2項)、「71条に従い、新たな両議院の召集が行われる」(3項)、「この両議院は、国王と合意の上で、改正に付された点について決定をなす」(4項)、「この場合に、両議院は各院を構成する議員の少なくとも3分の2が出席していなければ審議を行うことができない。また、いかなる改正も少なくとも投票の3分の2の賛成がなければ採択されない」(5項)とされていた。「立法権は、国王、代議院及び元老院により共同で行使される」(26条)ことから、国王も憲法改正に関与するのである。このように、憲法改正は、立法権による憲法規定の改正の宣言→両議院の解散→新両議院の召集→両議院による国王との合意の上での改正の決定(各院を構成する議員の3分の2以上の出席と投票の3分の2以上の賛成)の順で行われるのである。この131条の規定は、1項の「立法権」が「連邦立法権」に、3項の「71条」が「46条」に改められて、新195条に移行している。

22) 27条2項は、1921年10月15日の基本法により削除された(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (27条の注釈))。1993年5月5日の基本法改正により、27条は1993年5月18日から発効する次のテキストに改められた(同上)。

「27条(1) 発議権は、立法権の三部門の各部門に属する。

(2) 国王の発議権に基づき両議院に提案される法律案は、41条2項に言及される事項(西岡注、代議院と元老院が同様に権限を有する事項)を除いて代議院に提出され、次いで元老院に送付される。国王の発議権に基づき両議院に提案される、条約の同意のための法律案は元老院に提出され、次いで代議院に送付される」。政府提案の法律案は、両院が同様に権限を有する事項を除いて、代議院が先議、条約の同意のための法律案は元老

院が先議とされている。

- 23) ちなみに、司法権の帰属とその行使に関してプロイセン 86 条は「司法権 (richterliche Gewalt) は国王の名において、独立した、法律以外の権威に服さない裁判所により行使される」(1 項)、「判決は国王の名で発せられ、執行される」(2 項)とする。日本 57 条 1 項は「司法権 (西岡注、独訳では、richterliche Gewalt) ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とし、これは、プロイセンの規定を継承している。但し、「独立した」は継受されていない。
- 24) <http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (60 条の注釈)。また、1893 年 9 月 7 日の基本法により 60 条に次の項が追加された (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (60 条の注釈))。「国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者の同意なしに婚姻した王子は、王位に就く権利を失う」(2 項)、「但し、当該王子は、国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者により、両議院の同意を得て王位に就く権利を回復することができる」(3 項)。さらに、1991 年 6 月 21 日の基本法改正により、女子の継承が認められ、60 条は、1991 年 7 月 20 日から発効の次のテキストに改められた (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (60 条の注釈))。「60 条 (1) 国王の憲法上の権能は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コプール陛下の直系、実系かつ嫡出の子孫が、長子継承法の順序により継承する。(2) 国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者の同意なしに婚姻した王子は、王位に就く権利を失う。(3) 但し、当該王子は、国王または、これを欠くとき、憲法の定める場合に国王に代わりその権能を行使する者により、両議院の同意を得て王位に就く権利を回復することができる」。この規定は、一部修正されて、現行の 85 条に引き継がれている。
- 25) <http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (61 条の注釈)。1893 年 7 月 7 日の基本法により、61 条 1 項において「彼は、…その後継者を…できる」(kann er seinen Nachfolger) の文言が「国王は、…その後継者を…できる」(kann der Konig seinen Nachfolger) に改められた (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (61 条の注釈))。1991 年 6 月 21 日の基本法改正により「男系の子孫を欠く場合」(In Ermangelung mannlicher Nachkommenschaft) が「いかなる子孫もない場合」(Gibt es keine Nachkommen) に改められた (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (61 条の注釈))。61 条 1 項は現行の 86 条 1 項に移行。
- 26) この規定は、1885 年から 1908 年の時期に、ベルギー人の国王が同時にまた国際的に承認されたコンゴ国の元首であったときに、適用された。コンゴ国は 1908 年にベルギー・コンゴ植民地となった (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (62 条の注釈))。
- 27) 1993 年 5 月 5 日の基本法改正により、65 条に 1993 年 5 月 18 日から発効の次の項が追加された (<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (65 条の注釈))。「内

閣は、最大15名の構成員からなる。代議院が、議員の過半数で、首相の後継者の任命を国王に提案する不信任動議を可決し、または信任動議の否決から3日以内に首相の後継者の任命を国王に提案するときは、政府は国王に辞職を申し出るものとする。国王は、提案された後継者を首相に任命し、首相は新政府が宣誓した時からその職務に就く」。建設的不信任動議を前提とする議院内閣制が明記されたのである。この65条2項2文・3文の規定は、現行の96条2項に引き継がれている。

28) 1993年5月5日の基本法改正により、68条は、1993年5月18日から発効の次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (68条の注釈))。「68条 §1 (1) 国王は、国際関係を指揮する。但し、憲法により、または憲法に基づきその権能に属する事項に関して、条約の締結を含む、国際協力を規律する共同体及び地域圏の権能を除く。

(2) 国王は、軍隊を指揮し、戦争状態並びに戦闘行為の終了を確定する。国王は、国家の利益と安全が許す限り速やかに、その旨両議院に通知し、かつ適当な書面を付する。

(3) 領土の割譲、交換及び拡張は、法律に基づいてのみこれを行う。

§2 国王は、条約を締結する。但し、§3に言及する事項に係るものを除く。これらの条約は、両議院の同意を得た後でなければ、効力を有しない。

§3 59a条 §1 第1項(西岡注、フランス共同体とフラマン共同体の議会及び政府に関する規定)、59b条 §1 第1項(西岡注、ドイツ語共同体の議会及び政府に関するもの)及び107b条(西岡注、仲裁院に関するもの)に言及されている政府(Exekutiven)は、それぞれの領域につき、その議会が権限を有する事項に属する条約を締結する。これらの条約は、議会の同意を得た後でなければ、効力を有しない。

§4 1条最終項(西岡注、「各議院の各言語集団構成員の過半数が出席し、二つの言語集団のそれぞれにおける賛成投票の合計が有効投票の3分の2に達することを条件として、各議院の各言語集団における投票の過半数」による可決)に定められた多数で可決される法律で、§3において言及されている条約及び、憲法により、もしくは憲法に基づき共同体または地域圏が権限を有する事項に専ら係わらない条約の締結の方法を定める。

§5 (1) 国王は、現行の条項の発効前に締結された、§3に言及されている事項に係わる条約を関係する政府との相互の合意において破棄することができる。

(2) 国王はこれらの条約を、関係する政府が国王に要請するときには、破棄する。1条最終項に定められた多数で可決された法律を以て、関係する政府間の合意を欠く場合の手続を規定する。

§6 欧州共同体を設立する条約及びその条約を改正し、もしくは補完する条約及び宣言のそれぞれの改正に関する交渉の開始から、両議院はその旨通知を受ける。両議院は、条約案が署名される前に、当該案の報告を受ける。

§7 (1) 国際的または超国家的義務の遵守を保障するために、26条(西岡注、立法権の国王、代議院及び元老院による共同行使)及び29条(西岡注、執行権の国王への帰属)に言及されている権力は、法律により定められた条件を遵守して59a条 §1(西岡

- 注、§3に関連してみたように、フランス共同体議会及び政府、フラマン共同体議会及び政府)、59b条§1(西岡注、ドイツ語共同体議会及び政府)及び107b条(西岡注、仲裁院)に言及されている機関(Organe)に一時的に代位することができる。
- (2) 前項に言及されている法律は、1条最終項で定められている多数で可決されなければならない。これらの規定は、現行の167条及び168条のそれに当たる。
- 29) 1969年6月30日の基本法によって、70条1項において「11月の第二火曜日に」の文言が「10月の第二火曜日に」と改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm>(70条の注釈)。70条は現行の44条に移行。
- 30) 1993年5月5日の基本法改正により71条は、65条の改正と関連して1993年5月18日から発効の次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm>(71条の注釈)。「71条(1)国王は、代議院がその議員の過半数で次のいずれかの決議をなす場合にのみ、代議院を解散する権限を有する。
1. 連邦政府の信任動議を否決し、かつその動議の否決後3日以内に首相の後継者の任命を国王に提案しないとき
  2. もしくは連邦政府に対する不信任動議を可決し、かつ同時に首相の後継者の任命を国王に提案しないとき
- (2) 信任及び不信任動議については、動議の提出後48時間後にはじめて議決することができる。
- (3) さらに国王は、連邦政府の総辞職の場合に、代議院の議員の過半数で表明される同意を得て後、代議院を解散することができる。
- (4) 代議院の解散は、元老院の解散を伴う。
- (5) 解散の詔書には、40日以内の選挙人の招集と2箇月以内の両議院の召集が記載される」。71条は現行の46条に移行。
- 31) 1993年5月5日の基本法改正により、73条は1993年5月18日発効の次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm>(73条の注釈)。「73条 国王は、裁判官によって宣告された刑罰を免除または減刑する権限を有する。但し、大臣並びに共同体及び地域圏政府の構成員に関し定められているものを除く」。現行の110条。
- 32) 1984年7月31日の基本法により84条は次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm>(84条の注釈)。「84条 摂政職の間は、国王の憲法上の権限及び憲法60条乃至64条、80条乃至85条に関係するいかなる憲法の改正も、これを行ってはならない」。それらの条項は、次の通りである(本文で紹介されているが、便宜上ここでも要約紹介して置く)。憲法60条→国王の憲法上の権限の継承、61条→子孫を欠く場合の措置、王位の空位、62条→他国の元首就任、63条→国王の一身の不可侵、大臣の責任、64条→国王の詔勅の大臣による副署、80条→国王の成年年齢、宣誓による王位継承、81条→王位継承者が未成年の場合の摂政と後見の任命、82条→国王が統治不能の場合の後見と摂政の任命、83条→一名の摂政職、宣誓による職務就任、84

条→摂政職の期間中の憲法変更の禁止、85条→王位が空位の場合の措置。この84条の規定は現行の197条に当たる。

- 33) 1991年2月1日の基本法により、86条は次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (86条の注釈))。「86条 ベルギー人のみが、大臣になることができる」。現行の97条に移行。なお、1970年12月24日の基本法により86条の後に86a条が追加された(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (86条の注釈))。「86a条 内閣は、できれば首相を除いて、オランダ語系大臣と同数のフランス語系大臣からなる」。現行の99条に当たる。
- 34) 1993年5月5日の基本法改正により、88条は、以上の65条及び71条と共に1993年5月18日発効の次のテキストに改められた(<http://www.verfassungen.eu/b/belgien31-index.htm> (88条の注釈))。「88条(1) 大臣は、代議院に対し責任を負う。  
(2) 大臣は、その職務の行使においてなされた発言に際し訴追され、または何らかの捜査の対象とされてはならない。  
(3) 大臣は、各議院に出席し、その申し出により発言の機会が与えられなければならない。  
(4) 代議院は、大臣の出席を要求できる。元老院は、41条 §2 (西岡注、「代議院と元老院が等しく権限を有する」案件)に言及されている法律案または法律の提案、もしくは41条 §3 (西岡注、その他の案件において代議院で可決され、元老院に送付された法律案の審議手続)に言及されている法律案の協議のために、または40条 (西岡注、各議院の国政調査権)に言及されているその調査権の行使のために大臣の出席を要求できる。その他の案件について、元老院は、大臣の出席を要請できる」。88条1項・2項は現行の101条、88条3項・4項は現行の100条に移行。
- 35) 90条の規定(「調整されたテキスト」の103条のそれ)は1998年の改正により現行103条の規定に改められた。
- 36) 1993年5月5日の基本法改正により、91条は1993年5月18日発効の次のテキストに改められた。「91条 国王は、代議院または関係する議会の要求に基づく場合にのみ、破毀院によって刑を言い渡された大臣または刑を言い渡された共同体もしくは地域圏政府の構成員に恩赦を与えることができる」。現行のテキストでは111条に移行。なお、1970年12月24日の基本法により91条の後に次の節が追加された。「第3節 政務次官  
91a条(1) 政務次官の任免は国王の責任である。  
(2) 政務次官は、政府の構成員である。次官は、内閣の一員ではない。次官は、大臣を補佐する。  
(3) 国王は、次官の権限及び、次官に共同署名権の属する範囲を定める。  
(4) 大臣に関する憲法規定は、79条3項、82条及び86a条を除き、次官にも適用される」。現行のテキストでは104条に移行。
- 37) 『註解日本国憲法(上巻)』(有斐閣、1953年)95頁(旧字体は新字体に改めた(以下、同様))。

- 38) 前掲注 21) 72 頁。
- 39) 以上の注 27)、30)、34) を参照。
- 40) <http://www.verfassungen.eu/b/belgien94-index.htm> (103 条の注釈) .